

岩交企発第 55号
平成7年 3月 1日

各 部 長 殿
各 所 属 長

岩手県警察本部長

「交通安全活動の日」の一部変更について

みだしの活動日については、岩手県交通安全対策協議会が主唱する「正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱」に定める「岩手県交通安全の日県民運動推進要綱」、「岩手県シルバー交通安全指導の日推進要綱」及び「岩手県自転車安全指導の日推進要綱」により、県民総ぐるみの活動日として推進してきたところであるが、この度、同協議会の主唱する県民運動実施要綱が改められたことに伴い、交通安全活動の日が変更となり、平成7年4月1日から実施することとされた。

警察においては、従来から「交通安全活動の日」を、交通事故防止活動強化の日としてとらえ、総合力をもって推進してきたところでありますので、今後も下記事項に留意して推進し、交通事故防止の徹底を図ることとされたい。

なお、『「岩手県交通安全の日」設定について』（昭和43年5月27日付け岩交一発第183号）及び『「シルバー交通安全指導の日」の設定について』（昭和62年3月6日付け岩交通発25号、岩防犯発第26号）の通達は、廃止する。

記

1 交通安全活動の日

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 岩手県交通安全の日 | 毎月 1日 |
| (2) 岩手県自転車安全指導の日 | 毎月 8日 |
| (3) 岩手県シルバー交通安全指導の日 | 毎月 17日 |

2 「岩手県交通安全の日」における実施事項

岩手県交通安全の日県民運動推進要綱に定める実施事項のほか、次の事項を推進すること。

- (1) 交通事故防止を図るために、月の初めに交通安全意識を新たにして活動するという意味から、警察官及び交通巡視員（以下「警察官等」という。）並びに白バイ及びパトカー（以下「パトカー等」という。）その他の車両を最大動員し、交通監視、交通指導取締り活動を強化すること。
- (2) 広報車、パトカー等により交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るための広報

活動を強化すると共に、あらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動の推進を図ること。

(3) 警察署、交番及び駐在所に「交通安全の日」を表示した旗、のぼり、看板等を掲出し、交通安全の日の趣旨を県民に周知させること。

(4) 交通機関・団体が行う各種会合等の機会を利用し、シートベルトの着用の徹底、安全速度の励行等の交通事故防止並びに交通安全意識の高揚を図るための諸活動を実施すること。

3 「岩手県自転車安全指導の日」における実施事項

岩手県自転車安全指導の日推進要綱に定める事項のほか、次の事項を推進すること。

(1) 自転車利用者の交通安全意識の高揚を図るため、街頭活動を強化し、交通指導取締りを徹底すること。

なお、街頭活動時間は、交通指導員等との合同による夜間指導等にも配意すること。

(2) 自転車用側面反射材及びT Sマーク制度の普及・活用の促進を図ること。

(3) 自転車の正しい乗り方等について、実践的な交通安全教育の推進を図り、交通ルールの向上に努めること。

(4) あらゆる広報媒体を活用した交通安全広報活動を強力に推進すると共に、広報車、パトカー等による広報活動を強化すること。

(5) 自転車の安全かつ適正な利用を確保するため、駐輪場周辺及び歩行者の通行の妨げとなっている自転車の駐車について、交通環境の整備を推進すると共に、関係機関等に対する指導・提言を積極的に行うこと。

4 「岩手県シルバー交通安全指導の日」における実施事項

岩手県シルバー交通安全指導の日推進要綱に定める事項のほか、次の事項を推進すること。

(1) 警察官等を大量動員し、高齢者の保護、誘導活動及び交通ルール無視の高齢者に対する交通安全指導を実施すると共に、高齢者の安全を脅かす違反者に対する指導取締りを強化すること。

(2) 「交通安全草の根活動」を積極的に推進すると共に、高齢者に対する指導に当たっては、「高齢者交通安全指導連絡票」を活用するほか、違反者に対しては、「歩行者及び自転車指導警告書」を作成交付し、交通ルールを遵守する意識の高揚を図ること。

(3) 歩行者、自転車利用者及び二輪車等の高齢ドライバーを対象とした、実践的な交通安全教育の推進を図ること。

(4) あらゆる広報媒体を活用した交通安全広報・啓発活動を強力に推進すると共に、広報車及びパトカー等による交通事故防止を図るための広報活動を強化すること。

(5) 歩行者及び自転車用夜光反射材の普及・活用の促進を図ること。

なお、夜光反射材の配布に当たっては、効果を説明すると共に、その場で着装させるなど、活用の徹底が図られるように留意すること。

(6) 高齢者の利用する機会の多い施設等の周辺における、交通安全施設等の点検・整備の促進を図ること。

5 推進に当っての留意事項

(1) 従来、交通安全活動の日は、毎月延べ7日間わたり実施していたものであるが、真に実効を挙げるために見直しが図られたものであり、活動自体を省力化する趣旨のものではないので、活動の集中化及び活発化を図ること。

(2) 交通安全活動の日は、県民総ぐるみで推進する体制が取られているところから、管内の交通安全対策協議会等に積極的に働きかけて活動の役割分担等を明確にし、相互に連携を図り、効果的な推進を図ること。

6 県民運動推進要綱

平成7年4月1日から実施される「正しい交通ルールを守る県民運動実施要綱」に定められた「岩手県交通安全の日県民運動推進要綱」、「岩手県自転車安全指導の日推進要綱」及び「岩手県シルバー交通安全指導の日推進要綱」は、別添のとおりである。

7 参考事項

活動に当っては、「交通指導取締りの適正化について」（昭和53年11月13日付け岩交指発第283号、岩外勤発第291号例規）及び『高齢者交通安全対策のための「交通安全草の根活動」の推進について』（平成6年12月6日付け岩交通発第142号、岩生安発第20号例規）を参考とされたい。

別添

岩手県交通安全の日県民運動推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、交通事故防止を図るため、毎月1日を岩手県交通安全の日（以下「交通安全の日」という。）と定め、月の初めに交通安全意識を新たにして、一日無事故及び月間無事故を誓い、県民総ぐるみで交通事故防止を推進することを目的とする。

(提唱)

第2 この運動の提唱は、岩手県交通安全対策協議会とする。

(実施機関等)

第3 この運動の実施機関は、県、市町村、関係機関・団体及び県民とし、相互に緊密な連絡のもとに推進するものとする。

(実施事項)

第4 「交通安全の日」に実施する運動は、おおむね、次のとおりとする。

1 広報活動

- (1) 県は、新聞、ラジオ、テレビ等の協力を求めて、県民に対する交通安全の日の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2) 市町村及び関係機関は、市町村広報紙、有線放送、市町村広報車等により、交通安全の日の趣旨の徹底を図るものとする。
- (3) 官公署、会社、事業所等は、交通安全旗、懸垂幕、ポスター等を掲げ、交通安全の日の趣旨の徹底を図るものとする。

2 家庭への措置

- (1) 市町村、関係機関・団体等は、交通安全の日の趣旨の徹底を図るために、「交通安全の日」の旗、ポスター、ステッカー等を作成し、各家庭に配布して掲示させる等の方策を講ずるものとする。
- (2) 市町村、関係機関・団体等は、交通安全の日の趣旨の徹底を図るために各家庭に対し、朝食の機会に交通安全の誓いをするよう指導するものとする。

3 児童及び園児の安全を守るための措置

- (1) 市町村及び関係機関は、通学路及び通園路、交差点において、交通指導員、PTA等による街頭指導を行うものとする。
- (2) 幼稚園及び学校は、学校安全の日に、次の交通安全運動を行うものとする。

ア 朝会、校内放送等により、交通安全の日の趣旨並びに児童及び園児が注意しなければならないことを伝えること。

イ 学年別又は学級別に、交通事故防止について身近な問題をテーマとして話し合いをさせること。

ウ 交通安全教室を開いて実地指導を行うこと。

4 運転者の注意を促すための措置

(1) 官公署、会社、事業団体等は交通安全の日を契機として「安全運転者会」、「無事故運転クラブ」、「交通安全委員会」等を職場内に結成するよう指導し、もって自発的に交通安全運動をするよう指導するものとする。

(2) 官公署、会社、事業所等の運行管理者及び安全運転管理者は、車両の整備及び点検を実施し、就業前運転者全員に安全運転上の注意を与え、交通安全の日の心構えを徹底させてから就業するよう指導するものとする。

(3) 市町村、関係機関・団体等で運行する自動車には、安全旗をつけるよう運転者に指導するものとする。

(4) 自動車を運行する雇用主等は、独自の立場で街頭監督を行うものとする。

5 街頭における指導取締りの強化

(1) 関係機関、交通指導員等は、歩行者の街頭指導に努めるものとする。

(2) 警察官による街頭指導取締りを強化するものとする。

6 交通環境の整備

道路管理者、関係機関は、次の事項について、交通環境及び交通安全施設の整備を図るものとする。

(1) 道路の破損箇所の点検整備

(2) 道路標識等の点検整備

(3) 交通安全施設の点検整備

(4) 道路の不正使用等の排除

7 運転者の労務管理の適正化

雇用主は、運転者の労働時間その他労働条件の適正化を図るものとし、関係機関は、その指導監督を強化するものとする。

(附 則)

第5 この要綱は、昭和43年6月1日から実施する。

別添

岩手県自転車安全指導の日推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、自転車による交通事故及び障害を防止するため、毎月8日を「岩手県自転車安全指導の日」（以下「自転車安全指導の日」という。）と定め、自転車利用にかかわるすべての県民に対して、自転車の安全かつ適正な利用の指導を推進することを目的とする。

(推進機関)

第2 推進機関は、岩手県交通安全対策協議会及び各市町村交通安全対策協議会とする。

(推進目標)

第3 推進目標は、次のとおりとする。

- (1) 自転車の交通安全及び適正利用に対する意識の高揚
- (2) 自転車の安全かつ適正な利用の実践
- (3) 自転車の点検整備の徹底
- (4) 自転車の安全利用及び駐車場の確保など環境の整備改善

(実践事項及び指導の重点)

第4 主な実践事項及び指導の重点は別表1および別表2のとおりとする。

(附 則)

第5 この要綱は、昭和56年6月1日から実施する。

別表1

自転車安全指導の日の主な実践事項

機関・団体名	主な実践事項
県・市町村	1 自転車の安全利用及び駐車場整備の推進に関する関係機関との連絡調整 2 街頭指導及び交通安全教室による実技指導 3 自転車の安全・適正利用に関する広報
道路管理者	1 自転車の安全利用及び駐車場確保のための道路の点検整備
警察本部（警察署）	1 街頭における自転車の安全・適正利用の指導 2 自転車の安全・適正利用確保のための交通環境の点検及び関係機関に対する指導・提言
県・市町村 教育委員会 (小中高校)	1 自転車の点検整備の指導 2 自転車の安全・適正利用の指導 3 保護者に対する家庭での安全指導の要請
交通安全協会 交通安全母の会	1 自転車の安全・適正利用に関する広報 2 自転車の安全・適正利用に関するお茶の間会議の普及 3 交通安全子ども自転車大会の開催
自転車二輪車商業 協同組合	1 自転車の点検整備及び安全指導 2 防犯登録の推進
その他の機関・団体	1 自転車駐車場の確保 2 自転車の安全・適正利用に関する広報

別表2

自転車安全指導の日期別指導重点

期 別	重 点	指 導 要 領
4 月 6 月	1 安全教育の実施 2 通学・通勤自転車利用者に対する街頭指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車の安全・適正な利用方法について、学校、老人クラブ、各職域・地域等において指導する。特に学校では、保護者に対しても正しい知識を普及し、家庭での安全指導の充実を図る。 ○ 通学・通勤の自転車利用者の多い時間帯に駅及び学校周辺道路で交通監視を実施し、交通ルール無視及び不法駐車しようとするものに対し指導を行う。 ○ 不法駐車（放置自転車）の多い地域では、関係機関等と協議し、適切な処置を講ずる。
7 月 9 月	1 自転車の点検整備の促進 2 主婦等自転車利用者に対する街頭指導 3 自転車交通安全競技会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭における自転車の点検を実施し、修理整備を促進する。 ○ 主婦等の買物時間帯に商店街、デパート及びスーパー等の周辺道路で交通監視を実施し、交通ルール無視及び不法駐車しようとする者に対し指導を行う。 ○ 交通安全子ども自転車大会を開催する。
10 月 12 月	1 夜間の自転車事故防止 2 飲酒運転の追放	<ul style="list-style-type: none"> ○ 早め点灯をスローガンに、反射器材の取り付け及びライトの整備を、街頭指導、広報活動及び交通教室等により推進する。 ○ 飲酒運転をしないよう、させないよう街頭指導及び広報活動に努める。
1 月 3 月	自転車交通環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車事故多発及び危険路線（地域）の実態調査を実施し、総合的な安全対策を講ずる。

別添

岩手県シルバー交通安全指導の日推進要綱

(目的)

第1 この要綱は、高齢者の交通事故防止と高齢者が安全に住める交通環境を確保するため、毎月17日を「岩手県シルバー交通安全指導の日」（以下「シルバー交通安全指導の日」という。）と定め、高齢者の交通安全に関する諸施策を総合的に推進することを目的とする。

(推進機関)

第2 推進機関は、岩手県交通安全対策協議会及び各市町村交通安全対策協議会とする。

(推進目標)

第3 推進目標は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の交通安全意識の高揚
- (2) 高齢運転者教育の徹底
- (3) 高齢者を交通事故から守る気運の醸成
- (4) 高齢者を交通事故から守るために運転者教育の徹底
- (5) 高齢者が安全に利用できる道路交通環境の整備

(実践事項)

第4 「シルバー交通安全指導の日」における関係機関・団体が実践する主な事項は別表のとおりとする。

(附 則)

第5 この要綱は、昭和62年4月1日から実施する。

別表

シルバー交通安全指導の日の主な実践事項

機関・団体名	主な実践事項
県・市町村	1 高齢者の交通安全行事等の企画 2 高齢者の交通安全広報 3 交通安全ゲートボール大会の開催 4 老人クラブ等を活用した交通安全講座の開催 5 関係機関・団体との連絡調整
警察	1 高齢者事故防止のための街頭指導取締り 2 高齢者がいる家庭を訪問しての個別安全指導 3 高齢者ドライバー講習の開催 4 高齢者が安全に利用できる交通安全施設等の点検整備
道路管理者	1 高齢者が安全に利用できる交通安全施設等の点検整備
交通安全協会 交通安全母の会	1 高齢者に対する一聲運動の推進 2 地域、職域における交通安全講座の開催 3 各家庭におけるお茶の間会議の普及 4 夜光反射材の普及
老人クラブ	1 交通安全講座の開催 2 交通安全ゲートボールの普及 3 街頭における広報活動 4 その他交通安全活動への参加
その他の機関・団体	1 高齢者に対する一聲運動の推進 2 各家庭におけるお茶の間会議の普及